

## 指定管理者制度導入施設の第三者評価結果【対象年度:令和3年度】

### 1 評価対象施設

施設名	長野県松本あさひ学園	所管部・課	県民文化部こども若者局 児童相談・養育支援室
指定管理者	社会福祉法人 長野県社会福祉事業団	指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日(5年間)

### 2 評価者(敬称略,五十音順)

評価者名	役職等	備考
傘木 聡子	傘木社会保険労務士事務所	(専門家)
篠崎 友宏	公認会計士	(専門家)
中村 彰	長野県手をつなぐ育成会長	(選定委員会外部委員)
二木 玲子	松本市こども部こども福祉課長	(地元市町村関係者)
山口 圭子	松本児童相談所家庭支援課長	(関係者)

### 3 評価の実施状況

年月日	場所	内容
令和4年11月25日	長野県松本あさひ学園 (松本市旭2-11-25)	令和3年度の管理運営状況及び県のモニタリング状況について

### 4 評価結果

項目	指摘・意見等	左記への対応方針
施設の目的に沿った管理運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理運営業務に関する基本協定書及び仕様書、事業計画書に基づき、概ね施設目的に沿った運営が行われている。</li> <li>新型コロナウイルス感染対策のマニュアル化等、適切な対応がなされた。</li> <li>グループホームについて、職員体制が整わず閉鎖している状態だが、協定書及び仕様書に管理運営方法の明記がなく、評価基準が曖昧である。評価及び責任を明確にするためにも、管理運営方法については所管課、指定管理者の相互で十分に協議した上で対応を図っていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループケアが必要な児童が生じた場合に支障のないよう、職員体制を早急に整えるよう努めてまいります。(県・指定管理者)</li> <li>施設の有効利用の観点から、グループホームを含めた施設の管理・運営に関する事項について指定管理者と確認し、評価の観点を明確にするよう図ってまいります。(県)</li> </ul>
平等な利用の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>希望時と入所時で、学園と分校の男女比、学年比のバランスが合わず、希望しても入所に至らなかった児童がいる一方で、地域や学校では発達障害を有する児童であれば入所が可能との考えも散見される。地域での潜在的な入所希望者は多いと思われることから、児童心理治療施設としての治療目的を明確にし、治療の必要な児童が入所できるよう配慮していただきたい。</li> <li>入所を希望した児童や保護者のモチベーションが保たれるよう、迅速かつ柔軟な対応をお願いしたい。</li> <li>児童相談所等との関係機関と連携が図られており、福祉サービス評価委員会においても施設運営等の点検が適切に行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ禍での行動制限等が影響したものの、入所を希望する児童に対し丁寧にケースワークを実施し入所が最適かどうか慎重に判断を行っているところですが、さらなる迅速化、柔軟性に努めてまいります。(県・指定管理者)</li> </ul>
利用者サービス向上の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者満足度調査により、要望を日常の支援業務や体制、生活環境の改善に活かすなどサービス向上に努めていた。</li> <li>利用者満足度調査による児童への聞き取りが実施されているため、その結果を児童、職員全体にフィードバックし、意見に対し改善に向けて努めていただきたい。また、児童への聞き取りにあたっては、複数の職員に聞き取ってもらうよう努めてほしい。児童の意見表明の機会を捉え、積極的に児童の話を聞いてもらうようお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者満足度調査による結果について児童、職員全体にフィードバックし、その改善に向け努力してまいります。また、児童が意見表明する機会を大切に複数での対応が出来るように努めます。(指定管理者)</li> </ul>

(様式3)

職員・管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループケアを希望する児童に対し、職員の不足によりそれが叶わないことは問題と考える。グループケアの再開に尽力願いたい。</li> <li>・障がい児支援を行う他の法人等においても、求人に対する応募が無い状況。指定管理者だけでは職員確保は困難なため、県の支援が必要と考える。</li> <li>・発達の特長や暴力など対応が困難な児童への指導により、職員の心身への負担が大きいために推察される。職員の健康管理を含めた職場環境の向上に努めていただきたい。</li> <li>・就業規則第42条(休日)について必ずしも土曜日及び日曜日が休日にはならないため、実態と整合を図るよう修正が必要。</li> <li>・職員の出勤簿から、在園時間と勤務時間の乖離が見受けられるため、適切な労務管理に努めてほしい。</li> <li>・社会保険については、引き続き適正な加入を継続してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホームの再開に向け、職員数の確保に努めるとともに、職員の労務環境の充実に努めてまいります。(県・指定管理者)</li> <li>・就業規則については令和5年度中の人事・給与制度の改正に合わせ改正を予定しています。(指定管理者)</li> </ul>
収支状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支差額補填方式に基づく指定管理料の算定方法は、指定管理者の企業努力により支出を抑制した場合であっても次期指定管理料の縮小につながる。特に今期は前期に対し指定管理料の減少割合が大きいため、グループホームの運営に必要な職員が充足されない一方で、人件費の支出を抑えている面もあり、中長期的に適正人員による適正な施設運営の制約となる懸念がある。所管課はこれを見直すか、あるいは実質的に柔軟な対応を図るよう望む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支状況について、経営努力による支出抑制が次期指定管理料減額に繋がることにならないよう、所管課としてその算定にあたり留意してまいります。(県)</li> </ul>
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング要領が定める定量的評価基準に基づく限り、達成されている。職員定数を満たしていない点やグループホームの閉鎖への対応が所管課・指定管理者とも現状では不十分に感じる。</li> <li>・グループホームの早期再開に向けて、所管課・指定管理者とも尽力すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホームの早期再開に向け、職員の確保に努めるとともに、施設の運営方針に沿ったサービスの提供を実施するため、適切な管理運営を行うよう努めてまいります。(県・指定管理者)</li> </ul>